平成２９年（フ）第１０１号
広島県呉市阿賀北６丁目15番16―607号
債務者　門川　悠太
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２００７号
愛知県春日井市花長町１丁目18番地14　花長コート203号室、従前の住所愛知県春日井市乙輪町３丁目41番地　春日井コーポ203号
債務者　水谷　美美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５号
青森市勝田２―21―25―Ｂ12号、住民票上の住所青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持23番地１
債務者　畑中　一美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
和歌山市加納340番地　山ノ井住宅46号室、前住所和歌山市黒田310番地７
債務者　笹田　京子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第６４０５号
千葉県市川市原木１丁目15―24―105
破産者　田中　大介
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２３号
東京都豊島区西池袋２丁目36番10号　Ｍ＆Ｅビルディング池袋４階
破産者　ライジングサン株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２４号
千葉県松戸市上本郷427―102
破産者　関口　浩志
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７３８号
東京都江戸川区西篠崎１丁目１―３　サンアベニューＢ204
破産者　信澤　　誠
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８０３号
東京都練馬区錦２丁目14番５―209号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区錦２丁目14番５号
破産者　有限会社アレックス
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８６５号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目11―10―106
破産者　内田　廣徳
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０１７号
東京都江戸川区北小岩５丁目14―３　Ｋハウス205
破産者　栗山　忠之
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３２０号
東京都足立区保木間１丁目32―13―503
破産者　前川　公伸
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３６５号
東京都大田区南馬込２丁目16―９
破産者　岡本　良子
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８８号
東京都三鷹市大沢３丁目７―８―205
破産者　山田　泰正
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７０７号
東京都新宿区戸山２丁目24―501
破産者　菅原　千尋
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７３０号
東京都三鷹市新川２丁目１―32―106
破産者　稲住　　均
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７３１号
東京都三鷹市新川２丁目１―32―106
破産者　稲住成由美
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８４９号
東京都台東区下谷２丁目13番13号
破産者　長冨産業合同会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０６４号
東京都渋谷区笹塚２丁目42番５号
破産者　株式会社ライトスタッフ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部